「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	1961	認定保安検査実施者による保安検査が可能な高圧ガス製造施設に係る要件緩和	生産調整等のため施設休止届を提出した施設について、過去の製造実績等をふまえ、引き続き認定保安検査実施者による保安検査が可能な特定施設として位置付け、以下の事項が可能となる措置。 ①運転再開後に、知事の保安検査に代えて認定保安検査実施者による保安検査を実施する。 ②認定保安検査実施者認定更新の際に、自ら保安検査を行う対象施設として申請する。 【代替措置】 再稼働前に特定製造者による検査を実施し、休止前の認定保安検査実施者による保安検査結果と照らし合わせて、安全上の支障がないことを確認する。なお、休止期間中は窒素を保圧している高圧ガス系統の圧力ゲージ確認及び外観目視検査を実施し、安全性を確保する。	○高効率・省資源型コンビナートの構築 　海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。	1回目	経済産業省	高圧ガス保安室	高圧ガス保安法第35条 一般高圧ガス保安規則第79条 コンビナート等保安規則第34条、第37条、第42条第3項、第45条	D	－	－	高圧ガス製造設備のうち特定施設にあっては、1年に一回、都道府県が行う保安検査を受ける必要がある。ただし、本社や事業所の保安管理、設備管理、運転管理体制、検査の実施体制等に関する認定要件を満足し、経済産業大臣の認定を受けた認定保安検査実施者ついては、都道府県に代わって事業者自らが保安検査が実施可能となっている。また、休止届を都道府県に提出した場合にあっては、休止届を提出した施設（休止施設）については、保安検査は不要となっている。	認定保安検査実施者の認定に際し、該当施設の休止届を提出し、休止施設となることのみをもって、認定の対象施設から除外される規制とはなっていない。なお、休止施設が認定の対象施設に該当するか否かについては、休止施設の種類、休止時期及び期間に加えて、施設を休止したことによる認定を取得した際の保安管理体制等への影響等によって、個別具体的に判断されるものであるため、個別具体的な事例ごとに当省に相談していただきたい。	a	認定保安検査実施者の認定に際し、該当施設の休止届を提出し、休止施設となることのみをもって、認定の対象施設から除外される規制とはなっていない。なお、休止施設が認定の対象施設に該当するか否かについては、休止施設の種類、休止時期及び期間に加えて、施設を休止したことによる認定を取得した際の保安管理体制等への影響等によって、個別具体的に判断されるものであるため、個別具体的な事例ごとに当省に相談していただきたい。	経済産業省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												
ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	1962	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続きの弾力化	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び第8条第1項に基づき排水量及び汚濁負荷量について排水口ごとの許可申請をする際に、当該排水口（排水系統）に対して他の排水系統からの排水の流入を見込んだ申請に対して許可が行えるようにしていただきたい。 なお、改善提案の実施にあたり下記の措置を行う。 ①他の排水系統から流入する排水は、流入を受ける排水系統の排水処理設備の能力の範囲内とする。 ②排水基準値は排水口ごとに厳守する。 ③各排水口ごとに、想定される最大排水量及びその時の汚染状態で事前評価を行う。 ④排水量及び汚濁負荷量を排水口ごとに連続測定し、全体管理を行う。	○高効率・省資源型コンビナートの構築 　海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。	1回目	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項、第8条第1項	D	－	－	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条等に基づき、特定施設の設置等に伴い工場や事業場から排出される汚水等によって瀬戸内海の環境の保全上著しい支障が生じないよう、その設置等に際して許可等を変ることとしている。	瀬戸内海の環境保全に及ぼす影響及び処理施設の能力等を踏まえた上で、各排水口における通常時及び最大時の排水量を事故時の融通も見込んだ排水量とすることで、現行法令で対応可能であると考える。	a	瀬戸内海の環境保全に及ぼす影響及び処理施設の能力等を見込んだ上で、事故時等緊急的な融通は現行法令で対応可能であるとの見解が得られたことから、現行制度で対応する。	環境省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												